

船舶事故調査報告書

平成27年6月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年12月14日 08時15分ごろ
発生場所	千葉県香取市利根川 <small>こくのう</small> 石納四等三角点から真方位235°450m付近 （概位 北緯35°55.07′ 東経140°27.64′）
事故調査の経過	平成26年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート キティーホーク、1.2トン 232-40585茨城、個人所有 5.81m (Lr) × 2.29m × 0.87m、FRP ガソリン機関、202.30kW、平成21年11月 B プレジャーボート（船名不詳）、不詳 なし、不詳 3.65m × 1.90m × 0.47m、軽合金 ガソリン機関、不詳、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 43歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年2月14日 免許証交付日 平成22年1月26日 （平成27年2月13日まで有効） B 操縦者B 男性 64歳 旧四級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和51年11月5日 平成8年3月27日をもって失効していた。
死傷者等	A なし B 死亡 1人（操縦者B）
損傷	A 船底に擦過傷 B 右舷船尾外板に凹損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成26年12月14日08時05分ごろ、釣りの目的で千葉県 <small>こうざき</small> 神崎町の神崎船着き場を出発し、利根川下流部に流れ込む黒部川へ向け、香取市石納付近の利根川を流れ

	<p>に沿って航行した。</p> <p>船長Aは、操縦席に腰を掛けて操船し、約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で航行しながらトリムの調整を行っていたところ、前方の川面から一斉に飛び立つカモの群れを認めた。</p> <p>船長Aは、付近で狩猟が行われているかもしれないと思い、右舷船首方に注意を向けていたところ、船首方約25～30mに川を横切るB船を認めた。</p> <p>A船は、船長Aが声を上げて減速したものの、08時15分ごろ、その船首とB船の右舷船尾とが衝突した。</p> <p>船長Aは、振り返ってB船を見たところ、人が見当たらないのでA船を回頭させてB船に近づくと、水中に沈みかけた操縦者Bを発見し、飛び込んで操縦者Bの服をつかみ、B船へ引き揚げようとしたものの、B船が傾いて浸水し、やがて転覆したことで、寒さで身体が動かなくなったことから、救助を諦めて泳いでA船に戻った。</p> <p>船長Aは、119番へ通報し、救助艇で来援した消防署職員からの事情聴取を受け、指示を受けて神崎船着き場へ戻った。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、香取市石納付近の利根川において、A船と衝突した。</p> <p>操縦者Bは、消防署職員により、川底に沈んでいるところを発見されて病院へ搬送され、胸腹部臓器損傷と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1</p> <p>水象：水上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船の船外機を新替えして間もなかったため、トリム調整のため、操船を行いながら約2～3秒間、トリムメーターを見ていた。</p> <p>船長Aは、至近でB船を認めたとき、とっさに速力を落とせばB船の船尾側を通過することができると思い、減速したが、舵を取る余裕はなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん、本事故水域を航行する際、約50～60km/hの速力で航行することが多く、その速力での航行に不安を覚えることはなかった。</p> <p>船長Aは、自動膨張式の救命胴衣を着用していたが、飛び込んだときに膨らまなかった。</p> <p>本事故当時、利根川の流れは穏やかであった。</p> <p>B船は、4馬力の小型船外機が装備されており、本事故後、クラッチレバーが逆転の位置にあったことが確認された。</p> <p>船長Aは、B船を認めた際、操縦者Bが、船首方を向いて、座って操船をしており、A船の接近に気付いた様子はないと思った。</p> <p>船長Aは、操縦者Bを救助しようとしていたとき、操縦者Bが救命</p>

	<p>胴衣を着用していないことに気付いた。</p> <p>B船は、小型船舶検査済票の貼付がなく、日本小型船舶検査機構（JCI）の検査履歴もなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A あり、B 不明</p> <p>A船は、香取市石納付近の利根川において、速力約50km/hで流れに沿って航行中、船長Aが、トリムメーターを見ながらトリムの調整を行っていたところ、前方の川面から一斉に飛び立つカモの群れを認め、付近で狩猟が行われているかもしれないと思い、右舷船首方に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに接近し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、至近でB船に気付いたことから、減速したものの、舵を取る余裕はなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、石納付近の利根川において横断中、操縦者BがA船の接近に気付かなかったと考えられるが、見張りの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者Bは、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、B船の操縦を行ってはならなかった。</p> <p>B船は、船舶検査証書を受有していなかったことから、航行の用に供してはならなかった。</p> <p>船長Bの死因は、胸腹部臓器損傷であった。</p>
原因	<p>本事故は、香取市石納付近の利根川において、A船が速力約50km/hで流れに沿って航行中、B船が横断中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方向のみに注意することなく、適切な見張りを行うこと。 ・他船との衝突を避けるための動作をとることができるように、常時安全な速力で航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

